

## 令和元年度 第1回 吹田市政策会議概要

日 時：令和元年6月17日（月）午後3時15分～午後3時45分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、稲田行政経営部長、  
中野児童部長、山下健康医療部長

所 管：【福祉部（高齢福祉室）】後藤部長、秋山次長、森田室長、木村参事、  
伊藤主幹

案 件	吹田市立高齢者いこいの家における指定管理者制度の導入について
担当及び関連部局	福祉部（高齢福祉室）
<b>【案件概要】</b> 吹田市立高齢者いこいの家の管理運営について、令和2年度（2020年度）から指定管理者制度を導入しようとするもの。	
<b>【所管部の考え方】</b> 高齢者いこいの家は高齢者福祉の増進を図ることを目的に設置した施設で、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための場を提供しており、現在、健康体操や教養講座などを実施している。 超高齢社会を迎えた今、本市においても高齢化はますます進展すると見込まれており、介護予防や健康寿命の延伸につながる生きがい活動の促進が更に重要となる。吹田市第4次総合計画や第7期吹田健やか年輪プランにおいても、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を施策に掲げ、その支援に取り組んでいるところである。 今回、高齢者いこいの家に指定管理者制度を導入することにより、当該施設を本市北部に位置する高齢者生きがい活動センターと同様の機能を持つ南部の拠点施設と位置付け、民間事業者等のノウハウの活用により柔軟な講座や事業を展開し、高齢者福祉の更なる増進につなげようとするもの。	
<b>【質疑概要】</b> 質問： 民間事業者等のノウハウの活用とあるが、どのような団体が指定管理者に応募すると想定しているのか。 回答： 介護サービスを展開している社会福祉法人などを想定している。  質問： 介護予防などの専門的スキルを生かした事業も期待しているようだが、介護予防を中心とした事業を行うことは、高齢者の生きがいづくりを目指した本施設の設置目的と合致するのか。 回答： 高齢者の生きがいづくりを基本としながら、介護予防や認知症予防にもつながればと考えている。	

質問： 高齢者生きがい活動センターと高齢者いきいの家は、どちらも全市的な施設であると思うが、利用者に地域の偏りはあるのか。

また、両施設に通いにくい地域の方々への対応は考えているのか。

回答： 利用者については、地域による偏りはある。

市内35か所に「高齢者いきいの間」を設置しており、全市域はカバーできている。それに加えて、2つの拠点施設があると考えている。

意見： 今回、高齢者いきいの家を本市の「南部の拠点」として位置付けようとしているが、南部の方々全員が通いやすいという訳ではない。「南部の拠点」という表現が適切かどうか、再考が必要ではないか。

意見： 指定管理者制度の導入を機に、より多くの方々に利用していただけるような施設にしてほしい。

質問： 吹田市立高齢者いきいの家条例の改正における変更点としては、指定管理者制度の導入に関わる規定の整理だけで、施設の名称や設置目的に関わる変更はないのか。

回答： そのとおりである。施設の名称や設置目的についての変更はない。

質問： 指定管理者制度の導入に係る経費見込み（単年度）として、指定管理委託料1,700万円とあるが、これは予算要求額か。

回答： あくまでも予算要求額である。今後、予算編成の過程において、金額に変更が生じることも考えられる。

質問： 指定管理者制度を導入することで、利用が増えるという根拠は何か。

回答： 民間のノウハウ活用等で、広報、周知や講座メニューの充実を図り、利用者を増やしたいと考えている。

意見： 高齢者生きがい活動センターと高齢者いきいの家については、歴史や名前も異なる。無理に北部・南部と位置付けて内容をそろえるのではなく、それぞれ特徴を生かした管理運営となるよう取り組んでほしい。

#### 【結果】

本件は承認された。今回の会議で出た意見を踏まえて、手続を進めること。